



## 取付ます設置のご案内

### 1. 取付ますとは

- (1)取付ますとは、皆さんの敷地と公道との官民境界付近に設置するますのことで、ご自宅からの雑排水(汚水)を集め、下水道本管に流すために設置します。
- (2)取付ますまでは、下水道本管工事と同時に市が施工し、将来の維持管理も行います。
- (3)農地についても、要望のあるものは設置することができます。ただし、将来移設の必要が生じた場合は、移設費用は個人負担となります。

### 2. 設置位置等

- (1)原則として、官民境界から1m以内の民地内で維持管理に支障がなく、公共下水道に近い箇所に設置します。
- (2)地下埋設物、建物の構造、宅地と公道との位置関係等から設置が技術的に困難な場合には、市と協議の上適切な位置に設置します。
- (3)設置申請は、別紙「取付管及び取付ます設置申請書」により申請人が行います。
- (4)取付ます設置後、自己都合によるます位置の変更は、全額個人負担となります。

### 3. 設置個数

- (1)原則として1戸につき1個設置します。ただし、1敷地に数個の建物がある場合等は、必要最小限での設置とします。
- (2)敷地面積が、500㎡(約150坪)以上ある場合で、市が必要と認めた場合は2個まで設置することができます。
- (3)その他の事情により、別に取付ますが必要な場合、費用は個人負担で設置することができます。

### 4. その他

【注意】本工事で取付ますを設置可能な状況(\*1)にもかかわらず不設置を希望される場合、原則、告示後3年以内は、公費による「取付ます設置」を行いません。

\*1 既存家屋(建替え予定家屋を含む宅地)、借家、コーポ、団地内の空き家  
ただし

- 自己負担の場合はこの限りではありません。
- 土地・建物を譲渡した場合でも承継されます。
- \*1 以外の農地・駐車場・雑種地は、要望があった場合、設置します。

- (2)「取付管及び取付ます設置申請書」の提出にあたっては、先の事柄に注意し、宅地内の排水経路等を考慮し現地を確認のうえ、次項の「取付管及び取付ます設置申請書記入上の注意」及び記入例をよく読んで記入して下さい。配布後約1箇月以内に業者が回収にまいります。なお、不明な点は次にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

下水道部 下水建設課

電話 (086)426-3565

## 取付管及び取付ます設置申請書記入上の注意

- ①申請人 原則として土地所有者または土地使用者が記入して下さい。
- ②設置場所 取付ます設置場所の番地を記入して下さい。
- ③建物所有者 建物所有者の住所、氏名を記入して下さい。水洗化への切替義務がある建物所有者に下水の処理開始のお知らせを郵送します。
- ④下水の排水区分 現在の排水設備状況を記入して下さい。
- ⑤量水器番号 量水器番号は、水道のメーターの上蓋の数字を記入して下さい。
- ⑥世帯数及び人数 申請書を提出していただく時の、1申請書に対する世帯数及び家族人数を記入して下さい。
- ⑦平面図中の記入上の注意 取付ます設置希望位置に赤色で◎をして下さい。便所、台所、風呂の位置を、便所=W・台所=K・風呂=Bで記入して下さい。
- ⑧その他 ますの深さについて(排水設備の延長が長い、既設排水管の流出口が深い等の理由により)基準(ます底まで0.8m)以上の深さを必要とする場合は、そのように記入して下さい。

### 《下水道工事にご協力ください》

下水道工事は、工事期間が長期にわたり、また、工事箇所が幹線道及び生活道となりますので、何かと皆様にご迷惑をかけることが多いことと思います。こうしたことを最小限にしようと、下水道工事は最新の技術と工法を採用して、懸命の努力をしております。お近くで下水道工事が施工される場合には皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

取付管及び取付ます設置申請書

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日  
(記入した日)

倉敷市長 あて

住所 倉敷市西中新田△△△番地

①申請人(土地所有者)

氏名 倉敷太郎

電話 (〇〇〇)〇〇〇 - 〇〇〇〇

申請人は原則として、  
土地所有者さまです。

下記の場所に取付管及び取付ますを設置することを希望しますので、必要書類を添付して申請します。

記

② 設置場所	倉敷市 西中新田△△△番地		
③ 建物所有者	住所 倉敷市阿知〇-〇-〇番地	氏名 岡山一郎	電話 000-0000
土地所有者	住所 倉敷市西中新田△△△番地	氏名 倉敷太郎	電話 000-0000
④ 現在の排水設備区分	1. くみ取り ②. 合併浄化槽 3. 単独浄化槽 4. 雑排水のみ 5. 無		
⑤ 量水器番号	99 - 12345	世帯数及び人数	世帯・6人 ⑥

備考:塩ビ製のφ200mmのますを設置する。

申請人が確認した項目

次のことについて確認し了解しました。

- 取付ますの設置後に自己都合によりますの位置・形状を変更する場合は、全額自己負担となること。
- 遅滞なく下水道に接続すること。(くみ取り便所は3年以内、浄化槽・雑排水は1年以内)
- 受益者負担金が課されること。(既に賦課済の場合を除く)

(この欄は記入しないで下さい。)			決裁
課長	課長代理	課長主幹	
			下水道の職員が記入します。
上記の申請に係る調査の結果、設置を必要とする場合は、(取付管延長 m)の取付ますを設置する。			m

取付管及び取付ます設置図

